

笠間市議会総務企画委員会記録

令和7年9月3日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	坂本奈央子君
"	内桶克之君
"	田村幸子君
"	西山猛君
"	大関久義君

欠席委員

なし

出席説明員

消防長	谷口哲也君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	平沢崇君
警防課長補佐	近藤智広君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	塩田拓生君
人事課G長	川井章裕君
市民課長	松本光枝君
市民課長補佐	立原好雄君
市民課G長	佐山明君
市民課G長	海老澤房江君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君

企画政策課 G 長	小室 正君
企画政策課 G 長	大平 慎吾
政策推進室長	飯島 亮君
政策推進室主査	國井 智君
デジタル戦略課長	稲田 幸君
情報政策調整官	長谷川 尚一君
デジタル戦略課長補佐	中澤 二君
総務課長	甘利 行君
総務課長補佐	木村 広君
総務課 G 長	千葉 子君
財政課長	本団 紀君
契約検査室長	小谷 淳君
財政課 G 長	橋本 文君
資産経営課長	小貫 彰君
資産経営課長補佐	横須賀 忍君
資産経営課 G 長	瀧本 新君
資産経営課 G 長	船橋 匡君
税務課長	山崎 由美子君
税務課長補佐	平沢 知之君
税務課 G 長	山口 富男君
税務課 G 長	遠藤 仁君
危機管理課長	谷田部 史君
危機管理課長補佐	菅谷 清君
危機管理課 G 長	小林 一君
危機管理課 G 長	橋本 太郎君
岩間支所地域課長	橋本 祐一君
岩間支所地域課主査	田辺 覚君
環境政策課長	大内 広君
環境政策課長補佐	持丸 博之君
脱炭素推進室長	藤枝 諭君
環境政策課 G 長	友部 賢一君
資源循環課長	成田 崇君
資源循環課長補佐	友部 光治君
資源循環推進室長	安齋 岳美君
環境センター所長	柏崎 泉君

資源循環課 G 長 川末洋行君
資源循環課 G 長 水越禎成君

出席議会事務局職員

次長補佐 鶴田貴子

議事日程

令和7年9月3日（水曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- ・議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- ・議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

(2) その他

午前10時00分開会

○川村委員長 総務企画委員会の委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、総務企画委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、石井次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

本日は傍聴の申出がありましたので、許可しております。

○川村委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において総務企画委員会に付託になりました議案等の審査であります。

審査は審査日程表により、課別、議案別に行います。

それでは初めに、消防本部警防課、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第3号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 警防課中村でございます。

議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第3号)について、消防本部警防課分を御説明いたします。

歳出でございます。

43ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2節から4節までは人件費のため、人事課所管となります。

18節負担金補助及び交付金、茨城消防救急無線指令センター運営協議会負担金94万4,000円の減は、令和6年度決算に伴う精算が確定したため、令和7年度で減額するものです。

続きまして、下の段、3目消防施設費、11節役務費、車両整備手数料35万円、13節使用料及び賃借料166万8,000円でございますが、公用車カーナビのNHK受信料の契約漏れから、消防車両等13台分のテレビ受信アンテナの撤去費用と、これまでの消防車両等のNHK受信未払分の放送受信料を計上したものでございます。

次に、14節工事請負費、施設撤去工事費288万2,000円でございますが、地権者の要望により旭町地内の2か所の防火水槽を撤去するもので、付近の水利状況を調査した結果、2か所とも撤去しても直近の消火栓で包含可能であるため、消火活動に影響がないと判断したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 事業節の工事請負費288万2,000円なのですが、旭町の2か所の防火水槽の撤去ということなのですが、これは撤去に当たっては、先ほど近くにあるということなのですが、もし近くになかったらばどうなのか、そのときの判断というか、どういう対応をするのか、お願いしたいと思います。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 ただいまの御質問ですが、近くに消火栓等がない場合、地権者との協議にはなるのですけれども、消防側としてはなるべくそういうった水利等は撤去はしたくあり

ませんが、やはり地権者の要望でということなのですが、もしない場合には、付近のもし水道管とか通っているのであれば、75ミリ以上であれば消火栓をつける、もしくは防火水槽を違う場所に設置するということを考えております。

以上です。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これ整備計画の中では1キロ平方メートルに1か所とか、そういう規定があると思うので、その中の配置計画の中で、結局撤去すればそこに何かつくるということで考えているということでいいですか。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 そのとおりでございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

大関委員。

○大関久義委員 NHKの受信料及び車両についている部分の撤去というのは、当初購入したときにも、当初は何年前ぐらいからの部分ですか、これは。何台のうち何台で。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 これは車両によって年式が違いますので、車両によって……。

○大関久義委員 おおよそでいいです。

○中村警防課長 一番古いものだと、2012年3月からというものがあります。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 一番古いので2012年ということは、今2025年。そうすると、その間はずっとそのままの状態でいたのだけれども、今回、新聞等でもほかの自治体でもそういう問題が出ているのですが、その車両についてそれを使うということではなくても、ついているだけでそれは受信料を支払わなければならない義務があるという理解でよろしいのかな。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 そのとおりでございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 ちょっと休憩取ってくれ。

○川村委員長 暫時休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時09分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時15分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室人事課、議案第70号 筏間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び 筏間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 人事課の藤田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第70号 筏間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び 筏間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、育児・介護休業法及び地方公務員の育児休業法の改正に伴いまして、仕事と育児の両立支援の拡充を図るため、関係条例におきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にて御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

初めに、筏間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございます。

第17条の2におきまして、妊娠、出産の申出をした職員及び3歳未満の子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度に関する意向確認等を行う内容を新たに規定するものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

筏間市職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

第18条につきましては、今回の制度の改正、拡充に伴い、従前からの部分休業制度の内容を、第1号部分休業として改めて規定するものでございます。

続いて、10ページを御覧ください。

10ページの第18条の2から12ページの第20条にかけましては、今回制度が拡充され追加となる内容としまして、1時間単位または1日単位で年に10日の範囲で取得可能な第2号部分休業について、制度に関する承認及び取得できる時間数、取得区分を変更する際の条件等について規定するものでございます。

議案書のほうを5ページにお戻りください。

附則第1条としまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものとし、附則第2条に関しましては公布の日から施行するものとしております。

附則第2条及び第3条は、今回改正をいたします条例の経過措置について定めるものでございます。

以上で議案第70号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 今回の改正で、第1号部分の休業と、それに加わって第2号部分の休業が加わって選択できるということで、これはいつの時点で、事前にこの選択をするということになるのですか。事前に選択という形になると思うのですが、いつの時点で選択するのか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 該当する者がその条件にあったときに、申出をいたします。その申出の時点で選択することになります。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 その選択で決めたらば、もうそのまま第1号か第2号で選択でいくという形でやるのでしょうかけれども、その選択で第1号か第2号を選択してもらうという、事前に選択やっていないと駄目だということなんですね、そうすると。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 御質問でございますけれども、第2号で例えば取得していたものが、途中で第1号に切り替えたいという場合には、その申出に従いまして変更することは可能でございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 そうですか。

これは前提として、提案理由に育児休業、介護休業等の育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律と、地方公務員法の中もあるのでしょうかけれども、この規定が正職員だけに当たっているという法律ですよね。ですから、会計年度職員についてはこの法律は当たらないという形なので、会計年度任用職員は今どういうふうに、同じような対応のと

きはどういうふうになってるのか、教えてください。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 御質問ですけれども、会計年度任用職員のほうも、正職員と同様にこの制度を利用することは可能でございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 全協のときに正職員のみという説明書が入っていたのがあるのですが、それは違うのですか。全協の資料を見てもらうと分かるのですけれども、正職員のみという内容が入っていたような気がするのですけれども。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 もし、そのように見えるような表記がありましたらば、ちょっと表記の仕方に問題があったのかもしれませんので、申し訳ございません。

今申し上げましたように、正職員並びに会計年度職員もどちらも適用可能でございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 それでは、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の人事課所管分について御説明いたします。

補正予算書の21ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料108万1,000円の増は、消防職員栄養調査委託料の計上によるものでございます。内容といたしましては、職員の健康管理の観点の下、地域住民の安全を守る役割として、より身体面での強固さが求められる消防職員につきまして、一人一人の食生活を専門分野のデータにより分析をいたしまして、

その結果に応じて食生活の改善指導などを行うものでございます。

以上で人事課所管分の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入れます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民課、議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 よろしくお願ひいたします。

議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回的一部改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、茨城県の通知により、無料で交付していた軽自動車税用住所証明書が廃止となります。それに伴い、笠間市手数料条例の一部を改正するものでございます。

3ページの新旧対照表をお開き願います。

免除規定であります第5条第1項第3号を削除し、第4号を第3号に繰り上げるものでございます。

2ページにお戻りください。

附則といったしまして、この条例は令和7年12月22日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

大関委員。

○大関久義委員 この無料じゃなくなるというのは、全県下ですか。

○川村委員長 市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 全県というものは、全国という意味でよろしいですか。

○大関久義委員 いや、茨城県、全県。

○松本市民課長 県内ということで、分かりました。

県内、どこも有料となります。

○大関久義委員 一斉に。

○松本市民課長 各自治体ごとに、有料開始日は異なります。

こちらは、標準化の改正に伴いまして、廃止とするものでございます。

○大関久義委員 分かりました。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 今回、石岡などは4月22日に改正しているのですが、標準化のシステムが12月22日というのは、笠間市が12月22日という解釈でよろしいのですね。

○川村委員長 市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 そのとおりでございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）、市民課所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

上段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。

1節総務管理費補助金388万4,000円のうち88万4,000円は、マイナンバーカード交付事務費補助金の増額でございます。

つきましては、歳出との関連がございますので、後ほど歳出にて御説明申し上げます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

24ページをお開き願います。

中段になります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。

11節役務費88万4,000円の増額は、先ほど歳入で御説明させていただきましたマイナンバーカード交付に伴い、申請者へ送付する通知の郵送料となります。こちらは、マイナンバーカードのお受取りや申請等がウェブ上で予約ができることになったため、周知文書を交付通知書と一緒に同封するため、郵便種別をはがきから封書へ変更したことによるものです。この郵送料につきましては、全額補助対象となっております。

続きまして、12節委託料52万4,000円の増額でございます。内容でございますが、本年12月に実施いたします基幹系システムの機器入替えに伴いまして、住基クラウドシステムと戸籍クラウドシステムを併用している共有機器8台分、プリンター5台分の設定変更を行うための業務委託料でございます。

以上で市民課所管分の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課森です。よろしくお願いします。

議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の企画政策課所管分の主な予算について御説明いたします。

議案書の15ページをお開きください。

歳入でございます。

一番下の段、第16款県支出金、第3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金115万1,000円の減は、国勢調査をはじめとする基幹統計調査の交付金確定に伴う補正でございます。

続きまして、25ページをお開きください。

歳出でございます。

第2款総務費、第5項統計調査費、2目基幹統計費、補正額82万5,000円の減は、国勢調査をはじめ農林業センサス、茨城県常住人口調査における歳出項目の組替えと交付金の確定による減額等の補正を、1節報酬から12節委託料まで行うものでございます。

以上が企画政策課所管分となります。

続きまして、政策推進室所管分の補正予算の説明をさせていただきます。

○川村委員長 政策推進室長飯島 亮君。

○飯島政策推進室長 企画政策課政策推進室の飯島です。

議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、政策推進室所管分の主な予算について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

議案書の14ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金のうち、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）300万円は、市町村が行う

地方創生の取組に対する交付金で、この後歳出にて御説明します生活応援拠点形成事業に充当するものでございます。

続いて、歳出でございます。

議案書の21ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額798万5,000円のうち、政策推進室所管分は295万円でございます。

主なものについて説明いたします。

22ページをお開きください。

12節委託料のうち、上から3行目の生活支援事業委託料500万円の増、並びに4行目の地域資源活用調査研究委託料330万円の減、並びに17節備品購入費100万円の増につきましては、福原駅及び福原郵便局を活用した買物支援、生活課題の相談サービスの実装に向けた生活応援拠点形成事業への付け替え及び、先ほど御説明した第2世代交付金の歳入に伴う増額でございます。

以上が政策推進室所管分となります。御審議よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 統計のほうは今年国勢調査があって、予算の確定をして、入金のほう、歳入を確定したということで組替えをしたということなのですが、25ページの予算を見ると、報酬が全体で301万3,000円減らされていて、それで委託料が224万4,000円増えているという状況で、これは統計調査員の報酬とか、統計調査員報酬ですか、そういう報酬類が減っていて、人材派遣委託料228万円が増額になっているのですが、これは一部を委託をしてやると、統計調査員ではなく、委託をしてやる部分を増やしたので、こういう予算の組替えになったのですかということなのですが、そこをちょっと確認したい。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 当初見込んでました調査員数、指導員数の人員を減らしまして、調査票が上がってきた段階での精査をしたりという事務であったり、その集計の作業に対して会計年度任用職員だけではなくて、人材派遣会社を入れてという費用が、人材派遣委託料でございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 さっき会計年度任用職員と言っていましたけれども、会計年度任用職員はパート報酬になるのかな。ですから、その上の統計調査指導員の報酬と統計調査員の報酬というのは人数減っているのではないかと思うのですが、そして人材派遣増えているのではないかという先ほど質問したのですが、それとまた別で、パート職員を減らした分を

人材派遣に委託しているということでよろしいですか。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 統計の指導員と調査員の数につきましては、昨年度、国からの概算の人数で予算を組立てたものなのですが、調査区を決定しまして、それに基づいた形で交付決定されたというところですので、それに基づいた人数に落ち着いたというところが、減額の理由です。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 私などもやるのですが、今ウェブで申請をする方が増えていて、それを増やそうと思っているのでしょうかけれども、その裏事務としては、人材派遣会社関わりもなく、それは人材派遣というのは実際に行く人たちに派遣するという形で考えているということでおいいですかね。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 実際に調査に行く調査員ではなくて、調査員がウェブ以外の回収してきた調査票を提出したものを精査したり、それを集計したりという内部事務側の指導員の立場のほうでございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 22ページの生活支援事業委託料に関連する御説明があったのですけれども、この事業内容について教えていただきたいと思います。

○川村委員長 政策推進室長飯島 亮君。

○飯島政策推進室長 生活応援拠点形成事業につきましては、買物施設や行政機関へのアクセスに距離のある市の周辺地域におきまして、郵便局や駅といった既存ストックの空きスペースを活用しまして、地域交流の場でありましたり買物支援、あとは行政への相談の対応ができる拠点の整備を図るということで、生活の持続性の確保に向けた実証とサービス実装に取り組む事業でございます。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 それが駅を利用したということで、福原駅の利用をするということなのですね。

では、この業務委託料のところは、どのようなところに委託する費用となるのでしょうか。

○川村委員長 政策推進室長飯島 亮君。

○飯島政策推進室長 こちら委託料につきましては、買物支援サービスの実証と相談受付サービスの提供という2つの柱がございます。

うち、1本目の買物支援サービスの実証につきましては、先ほど申し上げた福原駅につきまして、持続性を勘案して自動販売機等の、自動販売機といいましても通常の飲物とか

の簡単なものではなく、非常に生活に必要なものが買えるような自動販売機であったりとか、そのようなものを駅内のスペースを活用して活用する。また、福原郵便局につきましても、駅周辺に立地がございます。この中におきましても、販売スペース等を確保しまして、こちらは対面、人がいらっしゃるものですから、こちらにつきましても買物支援を進めていくものでございます。

また、2本目の柱の相談受付サービスの提供につきましては、福原郵便局、こちら常に人がいるというメリットを生かしまして、行政のタブレット等の端末を使いながら、行政の受付相談をしていったりとか、そのような展開を考えております。また、今年度4月から地域活性化起業人ということで、日本郵政から人員を派遣していただいて、笠間市役所に派遣していただいておりますので、その方と調整していただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 では、分かりましたのですけれども、委託料としては自動販売機の設置にかかる費用とか郵便局の対応に対する費用ということで、駅と郵便局に対して委託料を払うということでよろしいでしょうか。

○川村委員長 政策推進室長飯島 亮君。

○飯島政策推進室長 こちら今後の調整となりますが、おおむね大きな柱としてはそのように考えております。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、デジタル戦略課、議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長稻田和幸君。

○稻田デジタル戦略課長 デジタル戦略課の稻田でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、マイナンバーを利用し市民の利便性の向上及び業務の効率化を目的とした独自利用事務に、住民基本台帳に登録されていないものの情報管理、予防接種法による接種以外の任意の予防接種、就学に必要な経費の援助の三つの事務手続を追加するため、改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明を申し上げます。

議案書の16ページをお開きください。

個人番号の利用範囲を定める別表第1に、13市長又は教育委員会の項、事務の欄に「住登外者宛名番号管理機能による本市の住民基本台帳に登録されていない者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」を追加し、同じく、14市長の項、事務の欄に「予防接種法による予防接種以外の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの」を追加いたします。

次に、16ページから18ページにかけまして、同様に個人番号の利用範囲に定める別表第2の1、15、16、17、18、24の項の特定個人情報の欄に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの」を追加いたします。

18ページを御覧ください。

18ページから20ページにかけまして、同じく、別表第2、29市長又は教育委員会の項、30市長の項、31及び32教育委員会の項の四つの項を追加し、事務の欄に「特定個人番号利用事務」など必要な限度で利用する事務、特定個人情報の欄に「住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの」など利用することができる情報を追加いたします。

20ページを御覧ください。

特定個人情報の提供できる場合を定める別表3の2教育委員会の項の特定個人情報の欄に「住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの」を追加し、新たに4市長の項及び5教育委員会の項の2項を追加、事務の欄に双方共に「住登外者番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの」を追加、情報提供機関の欄にそれ

ぞれの項に応じて教育委員会、市長を追加、特定個人情報の欄に双方とも「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を追加いたします。

今回の条例改正によりまして、市内の固定資産の所有者の適正な管理や予防接種を受けた方が予防接種記録を一元的に管理できること、就学支援事務での証明書提出の省略など、対象者である市民の皆様の利便性の向上と事務を進める職員につきましても、的確に事務を進めることができるようになるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 三つの事務が今回該当になったということで、就学に必要な経費の援助というところの事務なのですけれども、3番目の就学に必要な経費の援助というところで、この法律改正によって、条例の改正は笠間市もするし、ほかの自治体もするという前提で、転入元からの取得した証明を今まで提出してもらったのを一元的にそちらから情報を得てやるということなので、これは笠間市も他自治体に提供するし、ほかの自治体からもらうということで、相互連携の中でやるということの解釈でよろしいですね。

○川村委員長 デジタル戦略課長稻田和幸君。

○稻田デジタル戦略課長 就学援助の事務につきましては、各市町村が独自利用として条例で定めてる自治体に対しては、もちろん提供できるということになります。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 この法律自体が国の制度の中でやってるので、ほとんどの自治体が条例で定めてこのような制度を有するので、この事務の相互連携によって事務の省略が図れるという解釈でよろしいですね。

○川村委員長 デジタル戦略課長稻田和幸君。

○稻田デジタル戦略課長 申請者の方が証明書の取得にかかる手間とか手数料、こちらがかからなくなるという部分、あと事務のほうでも情報連携によりまして的確に所得とか生活保護状況など、収入状況が的確に把握できるということになります。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。
提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長稻田和幸君。

○稻田デジタル戦略課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）につきまして、デジタル戦略課所管の主な予算を御説明いたします。

22ページをお開きください。

歳出になります。

下段の2款総務費、1項総務管理費、10目電算管理費、まず10節需用費153万円の増は、主に住民記録や税などの基幹系業務で使用しているプリンターのトナーチップになります。経費削減のためリサイクルトナーを購入してまいりましたが、今まで使用していたリサイクルトナーメーカーの事業撤退に伴いまして、他社のリサイクルトナー購入による購入単価の増と、あと今回新たに購入しましたプリンター32台につきましては、メーカー純正のトナーを購入するものでございます。

なお、新たなプリンターにつきましては、リサイクルトナーとの互換性や印刷品質を確認しながら、リサイクルトナーへ移行をしてまいります。

続きまして、その下の12節委託料649万5,000円の増は、テレワーク用パソコンからサーバー機器へ接続する際の認証基盤機器の保守期間が今年度いっぱいで終了することから、自治法に設置してあるサーバー機器の中に新たに認証基盤機能を構築するものでございます。

続きまして、その下の13節使用料及び賃借料4,884万4,000円の増は、職員が業務で使用しております表計算や日本語ワードプロセッサーなどのソフトウェアの更新を行うものでございます。国や茨城県ではマイクロソフト社製のオフィスソフトを使用しておりますが、料金が高額なため、互換性の高いサードパーティ製品を購入し、経費削減を図るものでございます。

続きまして、その下の17節備品購入費6,313万9,000円の減は、今回、基幹系パソコンとプリンター購入に係る入札差金7,672万4,000円の減と、そのほか本庁と各所、地域医療センターかさまのネットワーク機器の更新に伴う1,358万5,000円の増によるものとなってございます。

次に、一番下の18節負担金補助及び交付金7万7,000円の増は、総務省主催の実践的サイバー防御演習研修への職員参加負担金となってございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 職員のオフィスソフトの購入のことなのですが、マイクロソフト社が高いということですが、その差異というか、どのぐらいの差が出るのか、分かりますか。

○川村委員長 デジタル戦略課長稻田和幸君。

○稻田デジタル戦略課長 今回、見込んでおりますサードパーティ一製のライセンスが、1ライセンス、8年間使用する想定なのですが、1ライセンス当たり4万4,400円。それに対して、マイクロソフト社製のオフィス、こちら買取りの部分のライセンスが9万8,230円と2倍強の金額となってございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 総務課の甘利です。よろしくお願ひいたします。

議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務課所管分の補

正予算について、事項別明細書にて御説明いたします。

議案書の23ページをお開きください。

歳出になります。

第2款総務費、第1項総務管理費のうち、総務課所管分については、上から2段目の13目市民活動費のうち、10節需用費における修繕料58万2,000円になります。こちらにつきましては、地域交流センターいわまの施設修繕に係る費用で、内容といたしましては、施設内の内装として設置されたルーバーと呼ばれる木製の羽根板の破損箇所の修繕及びセンター南西側の芝生広場の1か所において深さ25センチほどの陥没が発生したことによる陥没箇所の埋戻し、芝生の張り替え等に係る費用になります。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

大関委員。

○大関久義委員 今の部分で、もう少し具体的に教えてくれる。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 陥没の部分、両方とも。修繕の部分。

○大関久義委員 修繕は分かるのだけれども。

○甘利総務課長 まず、木製のルーバーについてなのですけれども、羽根と呼ばれます1.5メートルほどの木製の板を壁に設置したもので、通風とか、あと音の反響を抑える効果があります。こちら、センター内の交流ルーム等に設置されているルーバーのうち、15か所ほど破損が発生したことで、そちらの修繕をするものでございます。

もう1点は、陥没についてなのですけれども、センター南西側にある芝生広場の一部において、健康遊具が設置しているところと敷石の間で深さ25センチほどの陥没が発生したものです。この部分につきましては、配管などの地下埋設部もなく、当時、地盤改良なども特にせずに、転圧した後に芝生を張って施工した状況にございます。

初めに、陥没を確認しましたのが今年3月頃で、4月に確認した後、現状において陥没が進んでない状況にございます。ちょっとはつきりした原因は不明なのですけれども、聞いたところによると、このセンターを建てる際、この辺り立木が生えておりまして、そちらを伐採した際に残った根が腐ったもの、腐ってそれで陥没が生じたのではないかというようなことが想定されております。陥没がその後も進んでないことなどを勘案しまして、今回表層から1.6メートル程度掘削しまして、特に問題がなければそのまま埋め戻しをしまして表面を平坦にした後、芝生を張って対応したいというふうに考えております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 築何年ぐらい、そのぐらいで破損などというのは、瑕疵の部分というの

はもうそれはないの。瑕疵の部分が、あるかないか。

それと、いわゆる陥没したというような部分なのだけれども、それもいわゆる土の中に入っちゃってる部分は、検査のときには分からぬよね。表面にこういうふうに見えているやつは検査のときに分かるのだけれども、埋設してあった上に芝張ったやつの部分は検査では発見できないんだけれども、築何年たってるか分からぬけれども、そういう部分の瑕疵についてはもう全然、いわゆる補償というのはない前提で、全部それは調査した後にこの予算組んでるのだと思うのだけれども、そういうことでいいのかどうか。

それと、岩間の交流センターの壁の仕上げの部分の中で、材料にやにが吹き出してきていて、何遍もこれ直せということで、当初からやにが止まらない状態でいたので、それも指摘してやってもらったのだけれども、それらも今度は完全に直ってるのかどうかお伺いしたいのだけれども、そこまではそっちが分からなければ見ておいてほしいのですが、その瑕疵の部分についてお伺いします。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 こちら。木製ルーバーの原因なのですけれども、特に利用者の過失とかによるものではなくて、想定としまして、寒暖差とか湿気等により木がそりを起こしたということがちょっと原因だというふうに考えております。一時的な応急処置をしてはあつたのですけれども、ちょっとそういったことで今回、こちら岩間の交流センターができるのは平成29年12月になりますて、およそ8年ぐらい経過しております、徐々にちょっとそういったそりが大きくなってしまいまして、今回修繕箇所の修理を行う形になっております。

あと、やにつきましては、特に今のところそういった報告は受けてはおりません。もう一度そこについては事実確認をして、そういったものがあれば対応するような形でちょっと進めたいというふうに考えております。

あと、もう1点の陥没については、やはり施工当時につきましては、特にそこに埋設物を設置した経緯とかもなくて、当時、何が原因だか掘ってみないと分からぬのですけれども、聞いたところでいうと、その根が残ってたのではないかというような形で、当時の施工は表面をならして転圧をして芝生を張っただけという形になりますので、その瑕疵についてはちょっと業者のほうにはないものというふうに考えております。

○川村委員長 ほかに。

西山委員。

○西山 猛委員 1点いいですか。課長の説明では、陥没した部分についての、要するに一定程度放置をして、それ以上下がらないから、これから直すという言い方をしたのですが、間違いないですか。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 最初に確認したのは今年3月ぐらいなのですけれども、ちょっと放置と

いうか、原因を特定しておりますと、業者のほうとその原因のほうを話し合ってはいたのですけれども、特に原因がはっきりしなかったということで、陥没も今進んでない状況で、そこにつきまして今ロープを囲って中に入れないような形で対応してますと、放っておいたというわけではなく、原因の特定をということでちょっと時間がかかってしまいましたので、今になってしまったというのが現状でございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 原因の特定ではなくて、聞き取りか何かをしたということでしょう。原因だったら、その場所を掘削したりなどしなくちゃ原因の特定にならないと思うので、聞き取りをしたと思うのですよね。そういう意味合いでよろしいですか。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 申し訳ございません。発言訂正させていただきまして、当時の施工業者からの聞き取りとか、当時そこの近くに住んでる方だとか、そういった当時のことを知ってる方から聞き取りを行ったということでございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 いずれにしても、初めてじゃないでしょう、陥没は。あのエリアの陥没は、初めてではないでしょう。

ということは、今、先ほど大関委員からいろいろ、対業者のお話もあったのですけれども、そういう部分というのはもしかしたら建物を今度建てるということだから、建てたということだから、その際に事前に掘削したりなどして予防措置があったのではないかなど思うのですけれども、まして地元の業者が関わることだから、どうなのでしょうか。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 そうですね、当時につきましては立木が生えていたというようなところはあったのですけれども、そこも既に伐採しておりましたので、表面をならして芝生を張って、転圧かけて芝生を張って施工したというような、そんな状況で、当時につきましてはそれで完了の検査ももらってるということでありましたので、そのような対応を取らせていただいたという形だと思います。

○川村委員長 暫時休憩。

午前11時10分休憩

午前11時14分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

質疑のほうありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長本団亜紀君。

○本団財政課長 財政課本団でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、財政課所管分につきまして御説明申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

まず、1、追加といたしまして、まちづくり振興基金造成事業債をはじめ4件につきまして、今回、歳出予算に計上する該当事業の財源とするためのものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

2、変更といたしまして、ため池護岸整備事業債をはじめ8件につきまして、今回歳出予算に計上する当該事業の補正などによりまして、起債限度額を補正するものでございます。

次に、歳入でございます。

13ページを御覧ください。

一番上からでございます。10款1項1目地方特例交付金301万9,000円の減額、11款1項1目地方交付税のうち、普通交付税5億9,844万7,000円の増は、それぞれ今年度交付額の確定によるものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

18款1項寄附金のうち、1目一般寄附金4万9,000円の増額は、笠間市の発展のためにお寄せいただきました一般寄附でございます。

次に、17ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9億1,625万9,000円の減額、その下の2目減債基金繰入金2億558万4,000円の減額は、今年度の地方交付税や繰越金などの確定により一般財源が確保できる見込みとなったことなどから、予定しておりました財政調整基金や減債基金からの繰入れを減額するものでございます。

また、その下の6目元気かさま応援基金繰入金1,779万6,000円の減額は、ふるさと納税の寄附金など前年度収入決算分を、当該基金に積み立てております。これに伴い、今回の補正予算では、今年度の対象事業の財源として当該基金を取り崩して使用するものでございます。

次に、18ページを御覧ください。

7目まちづくり振興基金繰入金58万2,000円の増額は、交流センター運営事業に充当するためのものでございます。

次に、20款1項1目繰越金9億3,180万円の増額は、令和6年度の決算によって今年度へ繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、19ページを御覧ください。

22款市債でございます。先ほど、第4表、地方債補正で説明させていただいたものになります。

続きまして、歳出でございます。

20ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、23ページ、14目基金費8億8,970万円の増額は、合併特例債により造成した基金の積増しを行うため、まちづくり振興基金を計上するものでございます。

次に、ページが飛びますが、48ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金1,509万7,000円の減額、2目利子196万1,000円の減額につきましては、今年度支払う元利償還金の額の確定見込みによるものでございます。

次に、その下、12款諸支出金、1項公営企業費につきましては、1目病院事業支出金から3目下水道事業支出金まで合計で、次の49ページになりますが、1,407万2,000円の減額になります。

最後になりますが、その下、13款1項1目予備費2,000万円の増額になります。今年度、予備費の使用につきまして、現時点で不足が生じる見込みを想定し、今後に備えておくべき予備費を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

河原井委員。

○河原井信之委員 予備費が不足するのは、どういったことに使われる理由からでしょうか。

○川村委員長 財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 4月におきましては、児童クラブのほうのエアコンのほうが故障したことにより早急に工事を行ったことによる予備費を使ったりいたしましたり、あとは中央公園のほう、こちらのほうトイレの浄化槽のほうが故障になりましたので、どちらのほうの修繕費とかのほうに使っております。

○河原井信之委員 分かりました。

○川村委員長 ほかにありませんか。

大関委員。

○大関久義委員 起債の変更の部分は、担当じゃないと分からぬ、増額になった理由は。

○本図財政課長 どのような内容。

○大関久義委員 例えば、笠間のスマートインターのやつが3,285万円が3,710万円、補正限度額を変えるというのは、増額になってるのだけれども、この部分は起債の増額にしたのは、聞いても分かる。分からないよね。こういうものが来てるというだけの話でしょう。ページで言うと、10ページです。

○川村委員長 財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 こちらのほうは、当初予定しておりました委託料の中の変更という形になりますて、費用便益分析ということを追加で行ったりしておりますので、そちらに対する起債のほうを増額という形になっております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 そうすると、これだけ変更契約をするわけ、調査の部分で。

○川村委員長 財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 こちらのほうは、新たに契約のほうをし直す形になります。変更ではなく、新たに。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 そうすると、要はもう1回初めからやるわけ、入札。

○川村委員長 財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 こちらの分に関しては、入札から始める形になります。

○川村委員長 よろしいですか。

○大関久義委員 分かりました。何で増えたかというのは分からぬ。そういうものであるということは分かっていても、その内容については分からぬんだね。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資産経営課、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資産経営課長 小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、資産経営課所管分につきまして御説明申し上げます。

歳入でございます。

予算書の16ページを御覧ください。

中段でございます。17款財産収入、2項財産売払収入、1目1節不動産売払収入の補正額69万2,000円は、市有地1件と5件の法定外公共物の売却によるものです。

次に、18ページを御覧ください。

下段でございます。21款諸収入、4項5目2節雑入、建物災害共済金958万6,000円は、昨年8月の落雷により電気設備や空調に被害が発生し、その復旧工事に対する災害共済金でございます。

その下、自動車損害共済災害共済金14万円は、車両損害による車両共済共済金でございます。

次に、歳出でございます。

21ページを御覧ください。

下段でございます。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、11節役務費27万5,000円は、公用車に設置してあるカーナビのテレビ受信機を撤去する車両整備手数料として25万7,000円、また友部中学校及び岩間中学校に設置する空調設備の建物災害保険料として1万8,000円を計上するものでございます。

その下、13節使用料及び賃借料166万9,000円は、N H K放送受信料14件分として147万4,000円、また出張に伴う貸駐車場使用料として19万5,000円を計上するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

大関委員。

○大関久義委員 先ほど、消防のときにN H K、それのやつが出てきたので、消防で聞いたらちょっと分からぬ、総務のほうから言われて初めて気がついたんだということなのですが、この車についている受信が可能な部分について、車が全体で何台あって、ここでは10台ということなのだけれども、市役所全体では消防まで含めて何台あって、合計幾らぐらいになるのだというのをちょっと教えていただきたい。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 全体で、件数でございますけれども、まず今回、市役所の中では車両が13台とあと携帯電話が1台、件数としましては14台、市立病院が10台、消防車両が15台で、合計39件でございます。

金額につきましては、市役所のほうで147万4,000円、市立病院で108万2,000円、消防のほうで166万8,000円で、合計で422万4,000円でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 笠間市が一番早く気がついたのかな。新聞報道では笠間と最初に出ちゃったので、笠間だけなのかなというふうに感じちゃったわけです。市民から言われたりなどで問合せがあったりして、笠間市でこんなことやってるのですかというようなことだったのだけれども、その後、後発でまたどこの違う行政でも同じようなことがあったのだけれども、こういうふうにしなくちゃならないというのは、N H Kのほうから言われて気がついたのか、それとも本市のほうで気がついてN H Kのほうに問合せしたのか。その辺のところ、いつの状態で気がついて、どういうふうになったのか、その状況をちょっと教えていただきたいのですが。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 今年4月に入りまして、島根県の自治体をはじめとして、新聞報道等によりN H Kの受信料の問題が発生していた中、4月24日にN H K水戸放送局のほうから改めましてカーナビの設置台数についてという調査依頼がございまして、それに基づき

まして、庁内というか、笠間市全部を調査をかけまして、4月30日を締切りといたしまして調査をかけました。その結果、台数が判明いたしまして、5月の全員協議会で御報告させていただいた次第でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 分かりました。

そうすると、NHKとやり取りはあったのだろうけれども、過去についてはいいと。要は、今年度の分だけでいいというのか、それと過去に遡って受信料は請求があったのか、その辺はどういうふうなのですか。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 こちらは、NHK受信料は、NHKと契約して請求が発生して支払うというような形態でございまして、そもそも契約して支払わないのであれば消滅時効というのが発生するのですが、そもそも契約をしておりませんので、こちらは裁判の判例ということで、そもそも契約していないので時効が発生しないということで、どこの自治体でも車であれば、例えば古いものであっても、初年度登録から遡って今現在までということでの賦課になります。

それに基づきまして計算したところ、今回補正をさせていただく金額となっております。

○川村委員長 暫時休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時39分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

田村委員。

○田村幸子委員 18ページなのですけれども、雑収入の中で建物災害共済金が958万6,000円ということで、落雷ということをおっしゃってましたが、落雷はどこで発生されていたのでしょうか。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 昨年度は非常に雷が多くて、14件ございました。それで、去年中に保険を請求して入ってきたものに関しては去年中にもう収入済みとなってますが、どうしても金額が大きかったり、物が多かったりというところで、今回は諏訪クリーンパーク、いなだこども園、稲田小学校、岩間第二小学校の4件分の金額を収入しております。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 入った保険で補修もされてるということですか。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 修繕のほうは先に、もう使えませんので、修繕をして、それからの

請求ということになります。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課、議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、笠間市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、一つ目は固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例の追加に伴い、課税標準の特例割合を定めるものでございます。二つ目は令和8年度以後の個人の住民税における新たな所得控除について、三つ目は加熱式たばこにかかる課税標準の特例についてでございます。

改正の内容につきまして、新対照表により御説明いたします。

8ページを御覧ください。

下段にあります、第34条の2から10ページ下段の第36条の3の3までは、特定親族及び特定親族特別控除を加えるものでございます。令和8年度以後の各年度の個人の住民税に

つきまして、国税と同様の措置として所得割の納税義務者が生計を一にする特定親族を有する場合には、新たに所得控除を行うものでございます。

なお、特定親族の対象は19歳以上23歳未満の親族などで、前年の合計所得が58万円から123万円であるものでございます。

11ページを御覧ください。

下段にあります、第10条の2、次のページの第18項といたしまして、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションについて、固定資産税のわがまち特例における特例割合を3分の1とする規定を追加するものでございます。対象は、築20年以上の分譲マンションでございます。

13ページを御覧ください。

第16条の2の2につきましては、加熱式たばこにかかるたばこ税の課税標準の特例でございます。国のたばこ税における見直しに伴い、令和8年4月1日以後、原則として加熱式たばこの重量0.35グラムをもって、紙巻きたばこの1本に換算するというものでございます。

このほか、法改正に伴いまして、引用条文や文言の整理など所要の改正を行ってございます。

次に、5ページまでお戻りください。

附則についてでございます。

第1条につきましては施行期日について、第2条、第3条及び第4条につきましては経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第73号の説明を終わらせていただきます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。提案者の説明を求めます。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の税務課所管分について御説明いたします。

補正予算書の23ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、徴税費、1目税務総務費、次のページに行っていただきまして、22節償還金利子及び割引料につきまして、税収還付金が1,000万円の増でございます。市税過誤納金の還付金として、法人市民税の還付金が昨年同時期より増えていたために、増えていた分の実績を推計しまして、不足が見込まれる額を増額補正するものでございます。

以上で議案第78号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）、危機管理課所管分について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正に、最上段になりますが、笠間駅北口自転車駐車場・笠間駅北口駐車場指定管理料は、駐車場・駐輪場のレイアウトや機械化などの見直しを進めるため、期間を令和8年度から令和9年度の2か年とし、限度額704万円に設定するものでございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明をいたします。

歳入の15ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金61万1,000円の増は、原子力地域振興事業費補助金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

23ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目市民活動費、18節負担金補助及び交付金に、落雷などにより故障する防犯灯の交換費用への補助として、50基分50万円を増額するものでございます。

ページ飛びまして、43ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、12節委託料に、防災行政無線基地局1局、移動局23台の使用に伴い免許の更新が必要なため、申請書作成委託料47万1,000円を増額するものでございます。

次の14節工事請負費379万5,000円の増は、国からの通知により、Jアラート受信機の第3世代への更新が必要になったことから、当初予算で計上しましたパラボラアンテナの設備設置工事費210万円を減額し、新たに施設整備工事費に受信機器の更新費用379万5,000円と合わせ、施設整備工事費589万円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩間支所地域課、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

岩間支所地域課長橋本祐一君。

○橋本岩間支所地域課長 補正予算書の22ページのほうを御覧いただきたいと思います。

歳入はありませんので、歳出のみになります。

上から2段目の2款総務費、1項総務管理費、9目岩間支所費129万7,000円の増は、10節需用費、空調設備の修繕料として104万8,000円、12節委託料、植栽管理料としまして24万9,000円を計上するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 この空調の修理は、どこ、場所。

○川村委員長 岩間支所地域課長橋本祐一君。

○橋本岩間支所地域課長 市民センターいわま内の熱交換システムが1階の北側のほうに部屋があるので、そちらの換気部の修繕、シャフトとバンベアリングですか、そちらのほうが経年劣化に伴います交換費用としまして、一応消費税を含めまして92万4,000円ということで計上するものでございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 それ、どのぐらいたっているの。

○川村委員長 岩間支所地域課長橋本祐一君。

○橋本岩間支所地域課長 10年程度たっているということです。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 10年ぐらいで交換になっちゃうのかな。それは分からないのだけれども、

たまたまそういうものなのかも分からぬいし、一度空調のやつは全部見直ししたのではない。3階の部分とか、ああいうところ全部やったような気がするのだけれども、ここはやってなかつたということ。

○川村委員長 岩間支所地域課長橋本祐一君。

○橋本岩間支所地域課長 市民センターいわまの大規模改修の際に、必要な部分については交換とか、そういう必要な部分についてはやつてはいるのですが、この部分は一緒にやつてはなかつたということです。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時55分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部環境政策課、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 環境政策課です。よろしくお願ひいたします。

環境政策課からは、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、環境政策課所管分につきまして御説明をいたします。

33ページを御覧願います。

歳出につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、補正額39万6,000円は、12節委託料といたしまして、特定外来生物のアライグマの駆除に係る委託料でございます。8月末時点

で19頭を捕獲し駆除しておりますが、捕獲頭数は年々増加の傾向にあり、今後も市民からの生活環境への影響による駆除依頼が想定されることから、20頭分のわなの設置と回収、処分に係る費用を要求するものでございます。

環境政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

田村委員。

○田村幸子委員 ありがとうございます。

今、ページ33ページのところで、39万6,000円の委託料ということで、アライグマが19頭出たということですか、主にどの辺に出没されるのですか。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 実は、茨城県内でも県南のほうからどんどん上がってきてるというようなイメージでして、笠間市内で言いますと、岩間地区から友部地区、今は結構全域にいるような形になってています。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資源循環課、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の資源循環課所管分のうち、環境センター設備改良検討業務に係る経費を除いた主なものについて、第3表、債務負担行為補正及び事項別明細により御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

債務負担行為の補正でございます。

表の上から3段目の可燃ごみ収集袋製造等業務委託、限度額4,330万円でございますが、本業務は、家庭から出される可燃ごみを入れていただく市指定の可燃ごみ収集袋の製造、保管、在庫管理及び取扱店からの受注や配送に関する業務でございます。

収集袋の製造には一定の期間が必要となりますことから、令和8年4月1日からの配達業務等の開始に向け年度内に契約事務を進めるなど準備いたしましたく、今回、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、歳入でございます。

13ページをお開きください。

ページ中ほどでございます。13款分担金及び負担金、1項負担金、3目衛生費負担金、補正額42万3,000円の増は、令和2年3月に締結いたしました笠間・水戸環境組合の解散に伴う協定に定める相互の負担割合に基づき水戸市に御負担いただくもので、この後御説明させていただく、諏訪クリーンパーク地域振興整備事業補助金の増額見合いによるものでございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

19款繰入金、2項基金繰入金、10目福ちゃんの森公園管理運営基金繰入金、1節福ちゃんの森公園管理運営基金繰入金、補正額376万2,000円の増は、福ちゃんの森公園管理運営に係るのり面土留め工事の増額補正に伴うもので、基金から事業特定財源として繰り入れるものでございます。

続いて、歳出でございます。

34ページをお開き願います。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、14節工事請負費258万5,000円は、ゆかいふれあいセンターの利用者の安全を確保するため、経年劣化により摩耗、剥離しております駐車場帯をはじめとする停止線や横断歩道等の区画線の引き直しに係る経費について計上させていただいたものでございます。

続いて、2目塵芥処理費、10節需用費、修繕料631万5,000円の増は、環境センター設備機器であるペットボトル圧縮梱包機をはじめ、プラットホーム出入口自動扉、ホイルローダー、フォークリフトなど、点検結果を踏まえた機器の調整、修繕及び経年劣化による摩耗部品の交換等を行い、作業の安全確保並びに安定稼働につなげるものでございます。

次に、14節工事請負費、焼却施設補修工事費1,177万円の増は、環境センターにおける電気計装設備の保守整備工事に係る経費で、焼却ガス冷却に係る水量の調整や各種監視、制御盤の定期的な点検、調整、清掃のほか消耗品の交換を行うなど、施設の安定稼働を確保するものでございます。

続いて、35ページをお開き願います。

同じく、14節工事請負費、区画線設置工事費78万1,000円の増は、環境センターエリア内の安全な動線を確保するため、経年劣化により摩耗、剥離した通路センターライン、横断歩道、停止線等の区画線の引き直しに係る経費について計上させていただくものでございます。

続いて、18節負担金補助及び交付金、清掃施設地域振興整備補助金441万6,000円でございますが、環境センターの設置地元でございます柏井区及び柏井団地区の地域振興に資するため、地域集会所における駐車場整備や土留め工事、古木伐採等の地元要望事業の実施に際し、環境センター環境保全協議会に対し補助するものでございます。

続いて、同じく、諏訪クリーンパーク地域振興整備事業補助金155万1,000円でございますが、諏訪クリーンパーク第2期最終処分場の設置地元の上町区、小人町区の地域振興に資するため、上町区公民館建設に係る設計、現施設の解体等の地元要望事業の実施に際し、協議会に対し補助をするものでございます。

続いて、その下の段でございます。4目エコフロンティアかさま対策費、14節工事請負費564万3,000円でございますが、福ちゃんの森公園西側のり面の土留め工事に係る経費でございまして、のり面の崩落や土砂の園路への流出を防止するためのものでございます。

資源循環課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 清掃施設の中の区画線の修繕、要はもう1回引き直すというやつ。これは、もう全然見えない、それとも、今から工事をやった場合、今やるべきなのかどうなのかというちょっと疑問点があるので、もう早急にやらないとまずいという判断で出してあるとは思うのだけれども、その根拠についてちょっと、どういう状況でどうなんだというものをちょっと説明していただきたい。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 区画線の摩耗、剥離の状況ですが、前回修繕しておりますのがおよそ20年弱前でございまして、現在特に出入口の停止線ですか、計量器周りの停止線などがほぼ視認が難しいような状況まで来ておりまして、早急な修繕というものを行ったほうがよいだろうということで今回計上したものでございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 それは分かるのだけれども、20年もやってなくて、今、今度建て替える直前になってやるなどというよりも、中間あたりでやっておけばもっとよかつたんだよね、こっちから言わせれば。何か不自然じゃない。

今さらそのところの部分がどうなるか、向こうへ行くのかと。担当のほうでは、あそこでもう1回、あの炉を使うからラインを引き直すんだというよりも、こっちは勘ぐってそういうふうに見えちゃう。何で今なのというものが、クエスチョンで残るわけ。だから、早めにこんなのはやっておいて、直前に今になってやるというのは、我々議会側に対して、もう白線も全部やって、もうこの改修をやるということで決まってんだというようにしか受け取れなくなっちゃうから、慎重にやっていただきたいなと。気分的にだよ、そういうふうに思うんですよ。

それだけです。あとは、ありません。

○川村委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 8ページで、可燃ごみの収集袋です。製造に入るということで債務負担行為でやっておりますが、この内容でいくと、今と同じものを製造するという考え方で行っているのか、それともいろいろな話が出てきていて、例えば色、あとは記名式ではないかどうかとか、あとは材質ですよね、材質もプラスチックではなく再生なども使ってるものも何とかあるのですけれども、そういう考え方の中で、どういうことで製造の委託をするのか分かれば、分かる範囲でお願いしたい。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 まず、今回の製造に関しましては、昨年度までのものと、その仕様を何か変更するという予定は、まずございません。

ただ、御意見にございますとおりでして、昨今では周辺自治体でもそうなのですが、記名すべきかあるいはさせないほうがいいのかというところで、我々のほうは任意でのお願いというところで運用させていただいている所です。

このあたりも今後検討を常時続けていく必要もあると思いますし、また今後、具体的ではないのですけれども、周辺自治体、やはり物価高騰等から処理手数料、いわゆる袋の価格の見直しに着手している例も多く見られますので、我々もいずれそういった検討というのはきっとしていかなくてはならないのだろうなというところで、今回については前年同様の仕様で計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部の審査が終了いたしました。

執行部退席のため、暫時休憩いたします。

午後零時11分休憩

午後零時12分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で総務企画委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告することになります。

なお、報告書の作成については、私と副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 御異議がありませんので、一任させていただくことに決定いたしました。

そのほかに何かありましたら、お願いいいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

午後零時13分閉会